

年金1(問題)

問題1. 以下の各問に答えよ。(解答は解答用紙の所定の欄に記入すること) (20点)

- (1) 「適格退職年金契約の自主審査要領」の「予定脱退率の合理的な計算」に関する記述について空欄を埋めよ。

予定脱退率は、算定の日前3年間の実績に基づいて算出することを要する。ただし、設立後日の浅い法人のように使用すべき実績がない場合や火災等により過去の記録を失い実績によることができない場合等には、を3年後に行うことを条件として、次の方法によることができる。

- (イ) 業種、業態並びに事業規模が類似している事業主の脱退率を勘案して算定する。
(ロ) 1年以上3年未満の実績に基づいて算定する(異常な退職者を含む年度を除いた場合を含む)。
(ハ) 法人の分割等により新たに設立された法人については、等の脱退率を使用する。

予定脱退率は、次回の財政再計算時まで変更しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、脱退率の見直しを行い、必要があると認められるときはこれを変更するものとする。

- (イ) 合併又は共同委託(結合)契約への変更(共同委託者(結合子会社)の追加を含む)等により、したとき。
(ロ) 又はが変更されたとき。

- (2) 「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」の「第一 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項」における給付の減額に関する記述について空欄を埋めよ。

次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く)の給付設計の変更に際し、ウに該当する場合は、少なくとも程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合のを保証する経過措置を設けており、かつ、ア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給付現価又はの計算に用いるは、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第二十八条第一項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標のを当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

ア 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ のが減少する場合

(3) 下記の財政再計算を行う場合に関する確定給付企業年金法施行規則について空欄を埋めよ。

(財政再計算を行う場合)

第五十条 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 法第七十六条第一項の規定により基金を合併する場合（同条第三項の規定により合併により基金を設立する場合を除く。）
- 二 法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合（同条第四項の規定により分割により基金を設立する場合を除く。）
- 三 法第八十条第二項又は法第八十一条第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（新たに規約型企業年金を実施することとなる場合又は新たに基金を設立することとなる場合を除く。）
- 四 次に掲げる場合（掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。）
 - イ 加入者の数が前回の財政計算の計算基準日における加入者の数に比べて
⑪ 場合
 - ロ ⑫ 又は ⑬ を変更する場合
 - ハ 法第七十九条第一項若しくは第二項又は法第一百七条第一項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合
 - ニ 過去勤務債務の額の ⑭ しようとする場合又は第四十六条第一項第三号の ⑮ させようとする場合
 - ホ その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合

(4) 適格退職年金と確定給付企業年金の年金支給期間に関する記述について空欄を埋めよ。

- 適格退職年金
勤続期間の長短、⑯ 等により年金の支給期間が異なる場合においてもその支給期間は、少なくとも ⑰ 以上としなければならない。
- 確定給付企業年金
年金給付の支給期間及び支払期月は、⑱ 又は ⑲ 以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならない。また、保証期間を定める場合にあっては、⑳ を超えない範囲内で定めること。

問題 2. 適格退職年金から確定拠出年金への移行に関して以下の設問に答えよ。(解答は解答用紙の
所定の欄に記入すること) (20点)

甲社は適格退職年金から確定拠出年金(企業型)への移行を検討している。甲社の現行制度の概要は以下のとおりである。

- ・ 退職金の全部を適格退職年金に移行
- ・ 年金給付：勤続 20 年以上の退職者に年 5.5%の 10 年確定年金を支給する設計
- ・ 責任準備金(予定利率 5.5%) = 100、年金資産 = 60、過去勤務債務等の現在額 = 40
- ・ 退職給付債務(割引率 2.5%) = 140、年金資産 = 60、退職給付引当金 = 45、未認識数理計算上の差異 = 35
- ・ 受給権者は存在しない

- (1) 甲社は現在の制度における積立不足を一括拠出したうえで、適格退職年金の給付を一律 30%減額し、当該減額部分の要留保額を確定拠出年金の資産管理機関に移換することとした。この場合、①一括拠出すべき掛金額と本制度変更実施後の適格退職年金の②責任準備金、③年金資産、④過去勤務債務の額を答えよ。
- (2) 掛金を払い込まずに積立不足解消のための給付減額を行う方法により、(1)の要留保額と同額の年金資産を確定拠出年金の資産管理機関に移換する場合の、①適格退職年金の減額割合と本制度変更実施後の適格退職年金の②責任準備金、③年金資産、④過去勤務債務の額を答えよ。
- (3) 将来期間にかかる給付のみを確定拠出年金に移行する方法と(1)の方法によって過去勤務期間を含めて移行する方法の違いを企業の観点から簡記せよ。
- (4) 甲社は確定拠出年金に移行した後の適格退職年金について、退職給付債務の安定化(割引率の変動による退職給付債務の変動を抑制すること)及び年金財政の健全化を図りたいと考えている。具体的な方策について述べよ。

問題 3. 確定給付企業年金に関して以下の設問に答えよ。

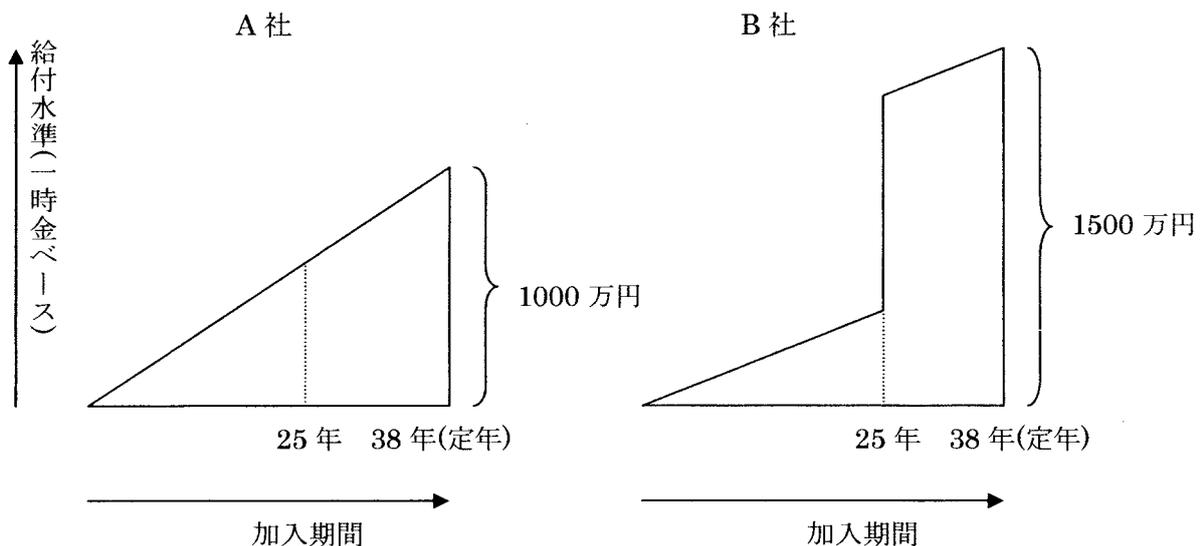
(20 点)

A 社の一つの事業部門を B 社に営業譲渡することに伴い、当該事業部門の従業員を転籍させ、A 社が実施している確定給付企業年金から B 社が実施している確定給付企業年金へ資産を受け渡すこととなった。A 社と B 社は、下記のとおり給付水準の異なる確定給付企業年金を実施している。なお、転籍者は、全員が加入期間 20 年未満の者である。

<確定給付企業年金等の概要>・・・両制度とも同一で以下のとおり

- ・ 期間別定額給付の退職金の 80% 移行
- ・ 年金受給資格：20 年以上
- ・ 一時金受給資格：3 年以上 20 年未満
- ・ 年金支払期間：15 年確定年金
- ・ 予定利率：3.5%
- ・ 数理債務に対する年金資産の積立比率は 70%

<22 歳入社者のモデル給付>



- (1) A 社から B 社に転籍した者について、脱退一時金相当額の移換を行う場合と権利義務承継を行う場合で、各々留意すべき点を述べよ。
- (2) A 社から B 社に転籍した者の給付水準を B 社のものに変更したい場合、脱退一時金相当額の移換と権利義務承継のいずれが望ましいかについて、その理由も付して述べよ。
- (3) 確定給付企業年金の給付に関する権利義務を他社の確定給付企業年金に移転承継を行う際、資産の移換額の計算方法を具体的に 3 つ以上例示せよ。そして、それらの中から 1 つの方法を選択する場合、どの方法を選択するのが望ましいかについて、その理由も付して述べよ。

問題4. 以下の設問に答えよ。

(40点)

- (1) 確定給付企業年金と確定拠出年金について、各々の加入期間及び脱退事由に係る受給権付与の基準の違いについて述べよ。(解答用紙は1枚以内とすること)
- (2) 現状の確定給付企業年金における受給権付与の基準についての問題点の有無を述べよ。また、問題点があると考えられる場合は、どのような問題点があってそれをどのように改善すべきかについて、具体的方策とそのように考える理由を述べよ。逆に、問題点がないと考える場合には、そのように考える理由を述べよ。(解答用紙は2枚以内とすること)

以上

年金 1

問題番号	1 (1) (2)
------	-----------

(1)	①	次回財政再計算
	②	分割前の法人
	③	加入者数が大幅に増減
	④	加入資格
	⑤	定年年齢
(2)	⑥	5年
	⑦	最低積立基準額
	⑧	基礎率
	⑨	直近5年間の実績値の平均値
	⑩	各加入者又は各受給権者等

④と⑤は順不同

年金 1

問題番号	1 (3) (4)
------	-----------

(3)	⑪	著しく増加又は減少した
	⑫	加入者の資格
	⑬	給付の設計
	⑭	予定償却期間を短縮
	⑮	一定割合を増加
(4)	⑯	退職事由
	⑰	5年
	⑱	終身
	⑲	5年
	⑳	20年

⑫と⑬は順不同

⑱と⑲は順不同

年金 1

問題番号	2
------	---

(1)	①	40	(2)	①	70%
	②	70		②	30
	③	70		③	30
	④	0		④	0

(1) ① $100-60=40$ ② $100-30=70$ ③ $60+40-30=70$ ④ $70-70=0$

(2) ① $(1 - (100-40-30) / 100) \times 100 = 70$ (%) ② $100 \times (1-0.7) = 30$
 ③ $100 \times (1-0.7) = 30$ ④ $30-30=0$

(3) (4) については、次の内容が簡潔に記述されていればよい。

(3) (1) は掛金負担が一時に生じるものの、PBO および運用リスクが一時に削減可能

(4) 退職給付債務の安定化としては、確定給付企業年金制度に移行のうえ、キャッシュバランス制度の導入。年金財政の安定化としては、予定利率の引き下げや償却割合の引き上げ、ポートフォリオの見直し（リスク低減）など

年金 1

問題 3

例えば、以下のような観点での解答が考えられる。

また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

(1)

○脱退一時金相当額の移換を行う場合

- ・ 加入期間 20 年未満では、A 社の給付水準が B 社より高いため、B 社に転籍後も転籍時点の脱退一時金相当額を保障する必要がある。
- ・ B 社の給付水準が A 社での脱退一時金相当額的水準を上回るまでは、B 社での加入期間が伸びても当該転籍者の給付額は増加しない。
- ・ B 社の年金財政上は剰余要因となる。

○権利義務承継の場合

<転籍者の転籍後の給付体系を B 社のものに合わせる場合>

- ・ 定年時の給付水準が B 社の方が高いため、(基礎率にもよるが) 年金財政上、現状の積立比率に比し、不足が発生する可能性が高い。
- ・ 加入期間が 20 年未満では、A 社の給付水準が B 社より高いため、最低積立基準額が低下する。よって、給付減額の手続きが必要となる。
- ・ 転籍直後に B 社の年金制度を脱退すると転籍時の A 社での脱退一時金的水準を下回る可能性が高い。

<転籍者の転籍後の給付体系を A 社のままにする場合>

- ・ 当該転籍者のみ他の従業員と異なる給付体系となり、制度管理が複雑となる。
- ・ 従業員間での不公平感が出る。

(2)

脱退一時金相当額の移換の場合、転籍後の B 社での給付水準が転籍時の A 社の給付水準を上回るまでの間は、転籍時の A 社の給付水準を保障する必要がある、B 社の給付体系・水準と完全には一致しない。

一方、権利義務承継の場合は、給付減額の手続きは必要になるものの、転籍直後から、他の従業員と全く同一の給付体系・水準とすることが可能であるため、権利義務承継の方が望ましい。

(3)

数理債務比、責任準備金比、給付現価比、最低積立基準額の比、等

母体企業間で退職給付全体での資産の移受管額が決められ、年金制度ではその内枠として精算され、差額を母体企業間で調整する場合が多い。このような場合に、転籍により A 社の特別掛金率が変動しないようにするためには、責任準備金比とすることが望ましい。

年金 1

問題 4

例えば、以下のような観点での解答が考えられる。

また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。ただし、単なる知識の羅列にとどまらず、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。

(1)

確定給付企業年金では、加入期間3年以上の脱退者には一時金、加入期間20年以上の脱退者には年金を支給することとされている。

但し、退職金からの移行の場合等、懲戒解雇等退職事由によって給付の制限を行うことが可能となっている。

確定拠出年金では、原則加入期間1ヶ月から給付が必要であるが、加入期間3年未満であれば、事業主が拠出した掛金の全部または一部を事業主に返還する（加入者に支払わない）ことも可能。

但し、退職事由に係らず、支給することとされている。

(2)

受給権付与の基準の問題点として、懲戒解雇や競合他社への転職等による脱退の場合には給付制限が行われていること、があげられる。

論点としては、次のような事項があげられる。

- ・ 加入期間3年以上で一時金、20年以上で年金の受給資格を与えることが必要な一方で、加入期間が何年であっても、全く支給されない場合がある。
- ・ この点は、年金制度の基となっている日本の退職金制度に、労働の対価的位置付けの他に、論功行賞的位置付けがあることに影響を受けている。
- ・ 一方で、確定拠出年金は3年以上の加入期間の者には、必ず給付されることとなっており、この点では、確定拠出年金の方が受給権付与の基準として厳格な基準と言える。
- ・ どのような事由による脱退であっても、一旦給付を行った上で、会社はその状況に応じて脱退者から損害賠償請求等により、会社が損害を受けた金額に応じて退職者から取り戻すことが考えられる。